

おなの森ニュース

環境に関する最新的话题をピックアップしてわかりやすくご提供します。



当ファンドは、ESGを投資対象選定の主要な要素とする「ESG投信」です。

※SOMPOアセットマネジメントでは、ESGポジティブ・スクリーニングの手法を使っている運用商品を「ESG投信」としています。ESGポジティブ・スクリーニングとは、調査対象とする企業をESGの観点から評価し、評価の高い企業を投資候補銘柄として選定する手法です。

ECOTREND ー環境に関する旬の情報をお届けしますー

「猪苗代湖」が国内54か所目のラムサール条約湿地に新規登録

2025年7月15日、福島県の猪苗代湖がラムサール条約湿地に新規登録され、日本のラムサール条約湿地は計54か所となりました。1971年に採択された同条約は、水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地とそこに生息・生育する動植物の保全等を目的としています。猪苗代湖は、広い面積と深い水深を有する冬期でも水温が下がりにくい不凍湖であり、800羽程のコハクチョウが飛来する重要な越冬地となっていること、78科197種の動物や35科100種の水生植物、アサザをはじめとする絶滅危惧種4種の存在等により、条約で定められた国際的な基準に該当するとされました。

出典：環境省、「猪苗代湖」がラムサール条約湿地に新規登録されました

https://www.env.go.jp/press/press_00223.html（アクセス日：2025年8月25日）

優れたプラスチック使用製品設計についての4分野の認定基準を策定・公表

プラスチック資源循環促進法では、プラスチック使用製品の設計にあたって製品製造事業者等が取り組むべき事項等を指針として定め、特に優れた製品を認定する制度を設けています。経済産業省は2025年7月、清涼飲料用ペットボトル容器、文具、家庭用化粧品容器、家庭用洗浄剤容器の4分野に関する認定基準を策定・公表しました。例えば、文具については、プラスチック使用量が同種製品比で20%以上少ない、使用によって劣化する部分は修繕・取替できるようにする等の基準を設定しています。認定製品については、国等によるグリーン調達法に基づく率先調達やリサイクル設備投資への支援等により、利用を促進していく方針です。

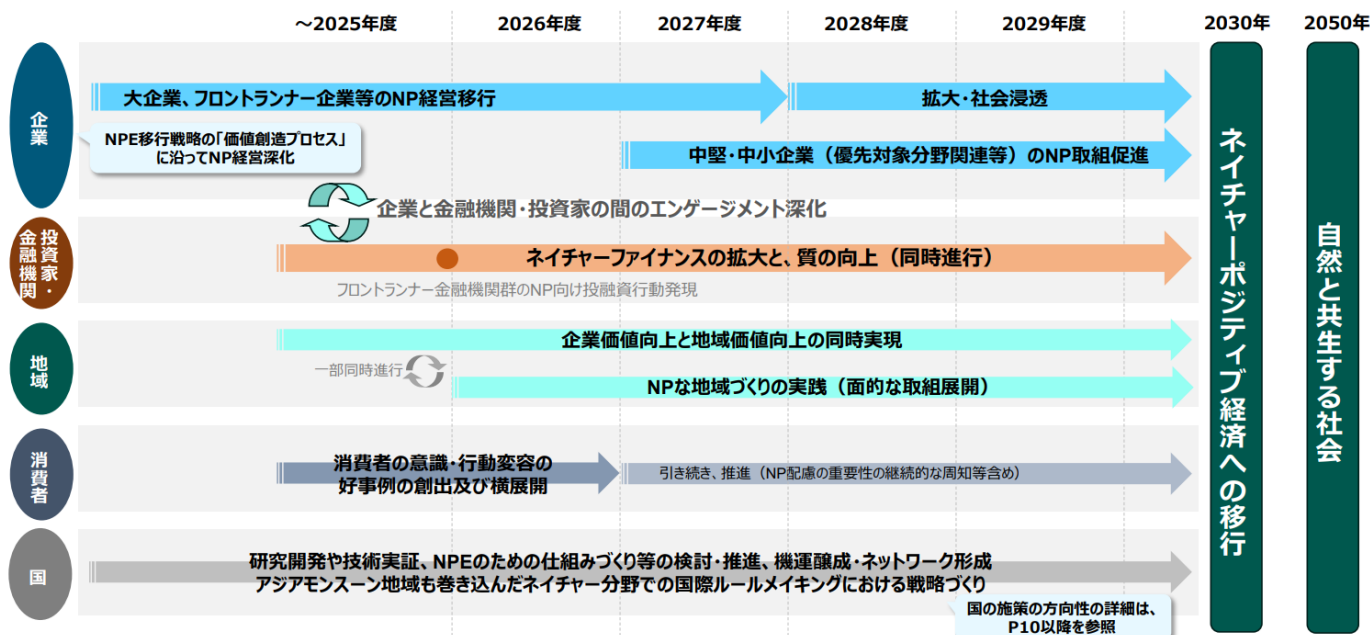
出典：経済産業省、プラスチック使用製品設計指針に基づく4製品分野における設計認定の基準を公表しました

<https://www.meti.go.jp/press/2025/07/20250724001/20250724001.html>（アクセス日：2025年8月25日）

環境省が「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ(2025-2030年)」を策定

● ネイチャーポジティブ実現に向けた道筋の具体化

日本政府は生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ（以下、NP）」の実現を2030年目標に掲げ、基本戦略のひとつに「NP経済の実現」を挙げています。NP経済の実現には企業・金融機関・投資家・消費者・地方公共団体等の各主体の連帯が不可欠です。そこで環境省は2025年7月に、2030年までの筋道の全体像を具体化した「NP経済移行戦略ロードマップ（2025-2030年）」を公表し、各主体に期待するアクションを整理しました。



● 「生物多様性見える化システム」の今後の予定

ロードマップでは、重要な視点として次の3つが示され、この視点ごとに、現状・理想・ギャップ（各視点における主要課題）や今後の方向性等が整理されています。

- 視点1：**ランドスケープアプローチの観点から地域の自然資本を活かしたNPな地域づくりを実現（企業価値と地域の価値を併せて向上、地域活性化に繋げる）
- 視点2：**自然資本の環境価値を活用した経済全体の高付加価値化、情報開示促進及びネイチャーファイナンスの拡大により、NP経営実践の拡大・深化を図る
- 視点3：**NPな取組を進める日本企業の国際的競争力の強化のため、産官学の連携の下、自然資源の調達や土地利用の在り方を含めた自然領域のルールメイキング等に積極的に関与・主導する

例えば、視点2では、企業等による活動が生物多様性や自然資本に与える正負の影響を評価する上で必要となる自然関連の基盤情報の収集・整備が必要であるとして、主要課題のひとつに「生物多様性・自然資本に関するデータ整備」を挙げています。また今後の方向性として、国の施策のひとつに、2030年度までに産官学が整備している生物多様性・自然資本に関する各種データベース等の機能・連携強化を進めていくことを挙げており、各主体はこれに参画して、NP取組の効果測定や情報開示等に向けて利用することを想定しています。

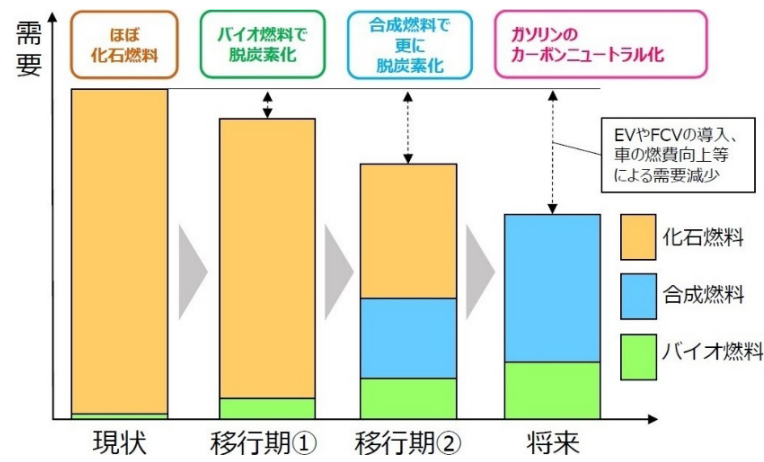
出典：環境省、「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ（2025-2030年）」の策定について
https://www.env.go.jp/press/press_00333.html（アクセス日：2025年8月25日）

ガソリンの脱炭素化に欠かせない「バイオエタノール」の導入拡大をめざして

植物や廃食油、廃棄物から製造されるバイオ燃料は、原料である植物等が成長過程で大気中のCO2を吸収するため、カーボンニュートラルな燃料であるとみなされています。中でもトウモロコシやサトウキビ等を発酵させて製造する「バイオエタノール」は、製造技術が確立しており製造コストも合成燃料と比べて安価であるため、注目されています。

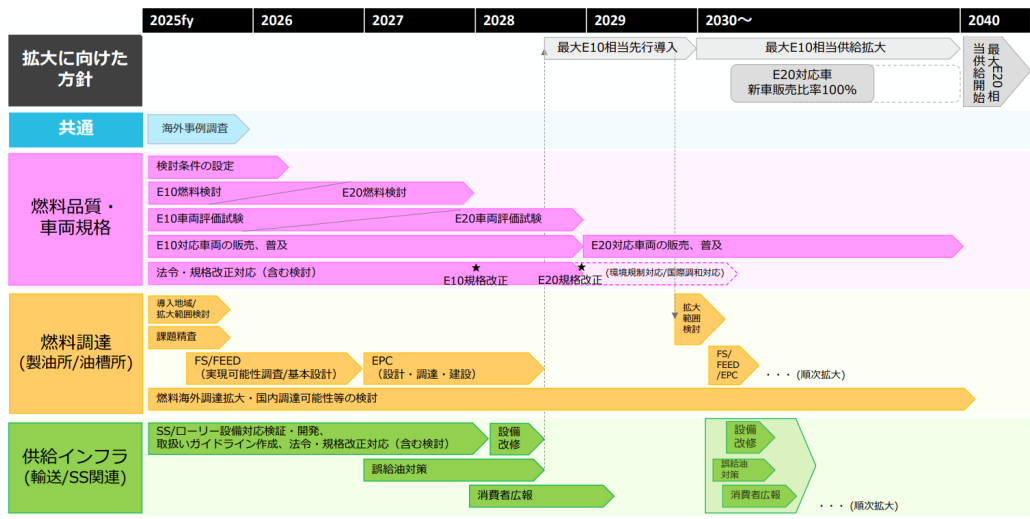
● 「マルチパスウェイ戦略」の過渡期で注目されるバイオ燃料

日本のCO2排出量のうち、約2割を運輸部門が占めています。中でも自動車について、政府は、電気・水素・燃料電池自動車やバイオ・合成燃料等の多様な選択肢を通じた「マルチパスウェイ戦略」を基本としてカーボンニュートラルの実現を目指しています。液体燃料においては、原料の安定的な調達や大量生産が可能で、現行のエンジン車等にそのまま使用可能な「合成燃料」に期待が集まっていますが、製造コストが高く、商用化には時間がかかる見通しです。そこで、この商用化までの移行期において、バイオ燃料が脱炭素化を支えながら、将来はこれらを組み合わせることでカーボンニュートラルを目指すことが考えられています。



● バイオエタノールの導入拡大に向けたアクションプランについて

バイオ燃料は「地産地消」が原則である一方で、日本ではコスト等から国産化が進んでおらず、輸入に頼っています。またバイオエタノールには「水分離」や「部材腐食」といった技術的課題のほか、ガソリンに10%を超えるエタノールを混合した場合の品質基準が無い等の課題があります。政府は2025年6月に策定したアクションプランにおいて、2030年度までに最大濃度10%の低炭素ガソリン（E10）の供給開始を目指すことを掲げています。国内調達可能性も含めたエタノール調達ソース、燃料混合使用時の影響、燃料規格や法規制等の検討を行うこととしています。



出典：資源エネルギー庁、ガソリンのカーボンニュートラル移行に欠かせない「バイオエタノール」とは？
https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/bioethanol_01.html (アクセス日：2025年8月25日)
 資源エネルギー庁、バイオエタノールの導入拡大をめざして、課題解決のアクションプラン策定
https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/bioethanol_02.html (アクセス日：2025年8月25日)

EPD（Environmental Product Declaration：環境製品宣言）

EPD（Environmental Product Declaration：環境製品宣言）は、製品の環境負荷を定量的に評価する枠組みのひとつで、ISO（国際標準化機構）が定める環境領域での標準に準拠し、中でも各製品の定量的環境情報の算定と第三者による検証、開示による可視化を主眼とした国際プログラムです。EPDの特徴は、ライフサイクルの各段階（原材料調達、製造、使用、廃棄・リサイクル等）において、企業がそれぞれの製品の環境影響評価を実施してサプライチェーンで情報を受けて渡していく点です。また、カーボンフットプリントのみならず、大気や水域への影響、有害化学物質の量なども含めた多領域での評価（LCA：ライフサイクルアセスメント）も特徴の一つとなります。建築分野では、既に多くの制度やイニシアティブでEPDを活用しているほか、現在は電子電気製品等の分野にも活用が広がっています。

個人カーボンアカウント

個人カーボンアカウントとは、個人の二酸化炭素（CO₂）排出量を記録・集計・可視化する仕組みです。このデータをベースに金銭的・非金銭的インセンティブを提供し、環境価値を消費者の購買行動における重要な要素へと高めることで、グリーン製品の需要創出、ひいてはバリューチェーン全体の脱炭素化の促進を図ることができます。環境省では、「グリーン製品の需要創出等によるバリューチェーン全体の脱炭素化に向けた検討会」を開催し、政府・企業・消費者における最終需要の喚起のための施策例として、個人カーボンアカウントのような概念・サービスの普及が議論されています。また、環境省のデコ活データベースを活用した個人カーボンアカウント・インセンティブの実証実験が民間企業により実施されました。

ワット・ビット連携

ワット・ビット連携とは、今後のデータセンター（DC）の整備を見据え、電力インフラと情報通信インフラを効果的に連携させる取組です。従来、関連インフラの整備は個々の事業者の立場で進められてきましたが、AI（人工知能）の利用進展や通信トラフィックの増加による急速なDCの需要拡大へ適切に対応するには、電力・通信・DC事業者が一体となったデジタルインフラの整備が必要です。足下でのDC需要増加に対して、まずは電力インフラから見て望ましい場所や地域への立地を促進させ、その際必要となる次世代の通信基盤についても、それと整合性をもって計画的に整備を図っていくことを基本としています。このような連携により、AI活用を通じたDX（デジタルトランスフォーメーション）を加速させ、成長と脱炭素の同時実現を目指すGX（グリーントランスフォーメーション）の効果の最大化を目指しています。

（出所：各種資料をもとに S O M P O リスクマネジメント作成）

ぶなの森ニュース 2025年9月号

S O M P O アセットマネジメント株式会社

問合先 TEL 0120-69-5432（リテール営業部）

ホームページアドレス：<https://www.sompo-am.co.jp/>

< 当ファンドの主なリスクと留意点 >

《 基準価額の変動要因 》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

■ 価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

■ 流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

《 その他の留意点 》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりがかさかった場合も同様です。
- ◆ ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。
- ◆ ファンドは委託会社によるESG評価により投資候補銘柄群を絞り込んでいるため、ポートフォリオの特性が偏ることがあります。このため、ファンドの基準価額と株式市場全体の変動が大きく異なる場合があります。

<お客さまにご負担いただく手数料等について>

損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称：ぶなの森）への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

《投資者が直接的に負担する費用》

■ 購入時手数料

購入価額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。

※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■ 信託財産留保額

換金請求受付日の基準価額に0.3%を乗じた額です。

《投資者が信託財産で間接的に負担する費用》

■ 運用管理費用（信託報酬）

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.65%（税抜1.50%）を乗じた額です。

運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

■ その他の費用・手数料

以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。

- ・ 監査費用
- ・ 売買委託手数料
- ・ 外国における資産の保管等に要する費用
- ・ 信託財産に関する租税 等

※ 上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

◆ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

SOMPOアセットマネジメント

SOMPOアセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第351号
 加入協会/一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料はSOMPOアセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。